

消費生活パートナー を募集します！

消費者被害防止に
あなたの力を
貸してください！



マスコットキャラクター
さっち

消費生活パートナーは

身近な地域で、消費者啓発の中心として活動するボランティアです！

消費生活センターと地域の消費者の方々をつなぐ『パイプ役』として、消費生活に役立つ情報を届けたり、消費者トラブルで悩んでいる方を相談窓口につないだり、『見守る』『学ぶ』『伝える』を基本に、各自のライフスタイルに合わせて活動していただきます。

見守る



- 高齢者の方などが消費者被害にあわないように見守りを行う
- 被害にあっていると思われる方がいた場合は、消費生活センターに相談するようアドバイスする

学ぶ



- センターの教材や出前講座等を利用して消費者問題について理解を深める
- センターで開催する講座やイベントに参加する

伝える



- センターから提供された消費生活の情報を身近な方に届ける
- 身近な方からの消費者トラブル情報やニーズ等をセンターに情報提供する

※「パートナー養成講座」を受講できる方が対象です。

◆パートナー養成講座

【日時】 6月25日(水) 10:00 ~ 16:30

【会場】 エルパーク仙台 セミナーホール
(青葉区一番町4丁目11-1 141ビル5階)

【内容】 ○消費者トラブルの現状

○消費者に関わる法律の基礎知識

○啓発活動の方法 など



← ↑ 養成講座の様子

- 対 象 ①仙台市内にお住まいか、通勤・通学している方
②消費者問題に興味や関心があり、活動を行う意欲のある方
③『消費生活パートナー養成講座』を受講できる方
- 定 員 20人程度【応募者多数の場合は選考】
- 任 期 養成講座終了後から令和8年3月31日まで(更新可能)
- お申し込み 令和7年6月5日(木)必着 (申込方法等は裏面をご覧ください)
- お問い合わせ 仙台市消費生活センター ☎268-7040